

第2章 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

平成30年度の開示請求は、次のとおりです。

部 門	件 数
年金・健康福祉部門	1
医療指導部門	81
麻薬取締部門	0
合計	82

(2) 国有財産の管理及び売却

①業務概要

国有財産については財務省が全般を総括していますが、管理処分については当該国有財産を所管する地方厚生（支）局長が行っています。

②業務実績

地方社会保険事務局から承継した国有財産（13物件）について、計画的な売却等に努め、売却促進に向けた次のような取組を進めてきました。

- 物件の詳細な情報をホームページに掲載
- 現地案内看板の設置
- 関係機関（財務局、法務局、地方公共団体等）における売却情報の掲示等
- 近隣住民や近隣不動産業者に対する情報提供（チラシの配布活動）
- 期間入札及び先着順方式の活用

その結果、平成29年度までに13物件全ての売却を行いました。

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、主に四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、厚生労働省、関係機関との連絡調整や、支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、組織的な業務改善に向けた取組、職員研修の企画などを行っています。

②業務実績

ア 平成30年度の広報会議等の開催状況

会議名等	開催実績
広報会議	幹部会議にて協議
広報会議作業部会	新規採用チームとの協議

イ 平成30年度の職員研修状況

開催月	研修名
平成30年8月	地域包括ケア研修
10月	医療施策に関する研修
11～12月	防災研修
11～12月	公務員倫理研修
11月～平成31年3月	政策研修（各課ごとに実施）
1月	訴訟事務基礎研修
2月	メンタルヘルス研修

(2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は、「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成され、企画調整課は「総会」の庶務を担当しています。具体的には四国地方社会保険医療協議会会长及び各委員への日程調整、

各委員への総会開催前後の事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。（「部会」の庶務は、指導監査課及び各県事務所が担当しています。）

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- ・委員定数：20名
- ・委員構成：
 - 支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
 - 診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
 - 公益委員6名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

〔部会〕

- ・委員定数：8名
- ・委員構成：
 - 支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
 - 診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
 - 公益委員2名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

平成30年度の総会開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
第1回 (6月29日)	<ul style="list-style-type: none">元保険医療機関の指定の取消相当について四国地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について
第2回 (9月6日)	<ul style="list-style-type: none">保険医療機関の指定の取消
第3回 (3月1日)	<ul style="list-style-type: none">保険医療機関の指定の取消保険医の登録取消

（3）四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」に関する業務

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課、事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、

支局内で情報共有するとともに、定期的に厚生労働省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については、厚生労働省のホームページで公表しています。

②業務実績

平成30年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働省への報告	件数
大臣官房地方課	0
医政局	0
社会・援護局	1
保険局	1
年金局	0
合計	2

(4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、現在では、上記2会議は、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」へ改組されています。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し、地震防災対策の充実に向けて取組んでいます。

②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。四国厚生支局では、「速やかに成果をあげるべき7つの施策」の中の「迅速な被災者支援並びに地域の安全」の項目について、四国各県の被災者の支援対策に関し、情報共有を推進するための取組みを進めています。

◆開催状況（平成30年度）

- 平成30年6月（香川県で開催）

(5) 四国地方産業競争力協議会への参画

①業務概要

四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって推進するとともに、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映することで、取り組みの加速化を図り、もって

四国地域の持続的な発展を図ることを目的に、「四国地方産業競争力協議会」が26名の委員及び13オブザーバー機関により設置されています。また、四国の産業競争力の強化に向け、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県の産業政策、四国経済連合会の「四経連ビジョン」、国の地方支分部局の県域を越えた産業政策などの取り組みを更に加速させるために、「四国地方産業競争力協議会」において、平成26年3月に「四国産業競争力強化戦略」が策定されました（平成30年3月改定）。この戦略における重点戦略プロジェクトに基づき、取組みが進められました。

◆四国地方産業競争力協議会の概要

〔構成〕

- ・委 員：四国4県知事、各県市町村代表、経営者等26名
- ・オブザーバー：国の地方支分部局等13機関
- ・目 的：四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって推進するとともに、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映することで、取り組みの加速化を図り、もって四国地域の持続的な発展を図ることを目的に、設置・業務内容：四国地域の産業競争力強化に関する戦略の検討及び策定に関すること。戦略の推進状況の検証に関すること等。

②業務実績

四国厚生支局は、四国地方産業競争力協議会にオブザーバー機関として参加し、国の地方支分部局のとりまとめ役である四国経済産業局と連携し、適切な支援を実施しています。

また、協議会の設置・運営状況等について厚生労働本省に情報提供を行っています。

◆開催状況（平成30年度）

- ・平成31年3月（愛媛県で開催）

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」といいます。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、厚生労働省（四国厚生支局）が実施しています。

（1）日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行うこととしています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要としています。

四国厚生支局では、機構本部人事管理担当部署から各年金事務所等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

平成30年度の徴収職員等の認可実績は、次のとおりです。

平成30年度実績	認可内容	認可人数
	徴収職員の認可	41名
	収納職員の認可	39名

(2) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要としています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分^(注1)）及び各年金事務所（緊急分^(注2)及び随時分^(注3)）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 每月一定の時期を定めて行われ、日本年金機構本部から一括して認可申請されるものをいいます。

(注2) 事業の廃止や破産等で急を要するため、日本年金機構四国地域部を経由して、各年金事務所から個別に認可申請されるものをいいます。

(注3) 会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で、各年金事務所から個別に認可申請されるものをいいます。

②業務実績

平成30年度の滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

平成30年度実績	認可内容	認可件数
	滞納処分等の認可（通常分）	43,334件
	滞納処分等の認可（緊急分）	18件
	滞納処分等の認可（随時分）	4件
	計	43,356件

③実施結果

機構で実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめを行い、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

平成30年度実績	区分	報告件数	
	確認結果	突合 ^(注1)	2,830件
		不突合 ^(注2)	0件
		計	2,830件
	差押等の執行状況	完納	419件
		分割納付	399件
		処分続行中	2,012件
		計	2,830件

(注1) 認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。

(注2) 認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要としています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国地域部から一括して認可申請されるものをいいます。

（注2）従業員等からの情報提供等により、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して、認可申請されるものをいいます。

②業務実績

平成30年度の立入検査等の認可実績は、以下のとおりです。

平成30年度実績	認可内容	認可件数
	立入検査等の認可（通常分）	25,881件
	立入検査等の認可（緊急分）	213件
	計	26,094件

③実施結果

機構で実施した立入検査等については、認可後1年（認可有効期限）経過した時点で、有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに機構四国地域部で取りまとめ、四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

平成30年度 実施結果	区分	報告件数 ^(注)	
	立入検査等認可件数	30,616件	
	立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	5,113件
		指摘無の事業所	14,395件
		行方不明の事業所	0件
		計	19,508件
	未実施の事業所	11,108件	
	計	30,616件	

（注）平成30年度中に確認した平成29年度中の認可に関する実施結果です。

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要としています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国地域部から一括して認可申請されるものをいいます。

（注2）障害の状態を診断させる調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して、認可申請されるものをいいます。

②業務実績

平成30年度の受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

平成30年度実績	認可内容	認可件数
	受給権者等調査の認可（通常分）	20件
	受給権者等調査の認可（緊急分）	0件
	計	20件

③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

平成30年度 実施結果	区分	報告件数
	認可件数	20件
	受給権者等調査の実施件数	16件
	未実施件数	4件
	計	20件

(5) 厚生年金保険料等の納付の猶予の許可

① 業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

(平成24年11月から厚生年金保険料等の納付猶予の権限が地方厚生（支）局に委任されています。)

四国厚生支局では、機構四国地域部から年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分^(注1)及び災害分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

（注1）「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、日本年金機構四国地域部より随時猶予申請されるものをいいます。

（注2）「災害による納付の猶予」で、日本年金機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいいます。

② 業務実績

平成30年度の厚生年金保険料等の納付の猶予の許可実績は、次のとおりです。

平成30年度実績	許可内容	許可件数
	納付の猶予に係る許可（通常分）	4件
	納付の猶予に係る許可（災害分）	6件
	計	10件

(6) 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の確認

① 業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

② 業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われていることを確認しています。

(7) 国民年金事務費交付金等に関する業務

①業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から資金交付しています。

この国民年金事務費交付金等は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものとの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省（年金局）へ報告を行った後、厚生労働省（年金局）が資金交付を行います。

◆ 法定受託事務とは・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務（第1号被保険者の資格の得喪、種別変更等に関する届出受理の事務）

◆ 協力・連携事務とは・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務（資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務）

②業務実績

平成30年度の交付実績は、次のとおりです。

○法定受託事務に係る交付金

（単位：千円）

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^{注1}	精算交付額 ^{注2}
徳島県	24	128,334	77,668	50,666
香川県	17	141,483	84,442	57,041
愛媛県	20	218,068	133,402	84,666
高知県	34	139,771	85,842	53,929
計	95	627,656	381,354	246,302

○協力・連携に係る交付金

(単位：千円)

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^{注1}	精算交付額 ^{注2}
徳島県	24	27,956	8,033	19,923
香川県	17	35,978	11,129	24,849
愛媛県	20	64,574	19,482	45,092
高知県	34	33,161	7,700	25,461
計	95	161,669	46,344	115,325

(注1) 概算交付額とは、前年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額をいいます。

(注2) 精算交付額とは、年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいいます。

(8) 日雇特例被保険者の適用及び徴収に関する交付金に関する業務

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」といいます。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省から資金交付されています。

四国厚生支局では、管内9事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省（年金局）へ報告を行った後、厚生労働省（年金局）が資金交付を行います。

②業務実績

平成30年度の交付実績は、次のとおりです。

(単位：円)

県名 (注)	指定市町村数	申請市町村数	交付額	
			手帳交付等件数	金額(円)
徳島県	6	5	9	774
高知県	3	2	14	1,206
計	9	7	23	1,980

(注) 香川県及び愛媛県には、事務指定市町村はありません。

(9) 社会保険労務士に関する業務

①業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員の解任の命令
- 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

＜参考＞四国厚生支局管内の社会保険労務士会会員数及び法人数

(平成31年3月31日現在)

県名	会員数（単位：人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	126	10	24	24	184	6
香川県	194	15	54	21	284	8
愛媛県	262	26	48	27	363	17
高知県	108	4	49	25	186	2
計	690	55	175	97	1,017	33

(10) 年金委員に関する業務

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動^(注1)を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員^(注2)と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員^(注3)に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行います。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え劳苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰が行われています。

(注1) 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

- 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
- 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の勧行
- 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

(注2) 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。

(注3) 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について、委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

② 業務実績

平成30年度末現在の年金委員数は、次のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	538	21	1,149
	徳島南	426		
	阿波半田	164		
香川県	高松西	747	71	2,451
	高松東	824		
	善通寺	809		
愛媛県	松山西	704	65	2,594
	松山東	419		
	新居浜	582		
	今治	446		
	宇和島	378		
高知県	高知東	417	13	1,273
	高知西	408		
	南国	228		
	幡多	207		
計		7,297	170	7,467

平成30年度年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	一	1	地域型
香川県	高松東	1	職域型
	善通寺	1	職域型
愛媛県	新居浜	1	職域型
	計	4	

(11) 学生納付特例事務法人の指定等

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- 学生納付特例事務法人への改善命令
- 学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

平成30年度は、平成30年5月と「ねんきん月間」である11月に、管内275校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。

(12) 保険料納付確認団体の指定等

①業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

(13) 日本年金機構との協力・連携等

①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- 機構との事務打合せ会の実施・・・年3回
- 地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加
- 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携
 - ・・・管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付
 - ・・・管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請

4 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

- ・訂正請求の受付・処理状況

	平成30年度		
	国 民 年 金	厚生年金保険	計
受 付 件 数	4	(0) 17	21
処 理 件 数	5	(0) 22	27
四国厚生支局で処理	5	(0) 14	19
訂 正 決 定	1	(0) 4	5
不 訂 正 決 定	4	(0) 9	13
請 求 却 下	0	(0) 1	1
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 4	4
訂正請求の取下げ等	0	(0) 4	4

- ・()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。
- ・ 訂正決定の件数は、請求内容の一部について訂正決定した事案を含みます。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会（四国担当部会）の運営

○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

5 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

○各種養成施設等の指定（認定）状況

（平成31年3月31日現在）

施 設 種 別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設（注1）	4(4)
栄養士養成施設	6(6)
科目確認大学等（社会福祉士）	14(12)
介護福祉士養成学校	5(5)
福祉系高等学校等	8(8)
あ・は・き 養成施設（注2）	1(1)
計	38(36)

（注1）管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

（注2）あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略した表現です。

②業務実績

平成30年度の指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

○指定等に関する事務

養 成 施 設 等 の 種 別	指 定 (※)	取 消 (廃止)	変 更 承 認	変 更 届	報 告 書
管理栄養士養成施設	0	0	0	0	4
栄養士養成施設	0	0	1	0	6
科目確認大学等（社会福祉士）	0	1	0	21	/
介護福祉士養成学校	0	0	0	14	5
福祉系高等学校等	0	0	0	14	8
あ・は・き 養成施設	0	0	0	1	1
計	0	1	1	50	24

（※）平成30年度中に指定手続きが終了した養成施設の数

○指導監督に関する業務

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数
管理栄養士養成施設	4	0
栄養士養成施設	6	1
介護福祉士養成学校	5	2
福祉系高等学校等	8	2
あ・は・き 養成施設	1	0
計	24	5

(2) 補助金等の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行業務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

○補助金等の交付

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	32,545,006
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	4,271,011
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	9,230,549

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	521,035,122
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	19,794,663
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,900,466,818
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,179,117,022
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	34,005,814
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,231,853,368
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	38,745,211
婦人相談所運営費負担金		970,525
婦人保護事業費補助金		25,783,004
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病的予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	192,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		24,416,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金		20,388,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	528,144,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に關し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	49,597,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	130,373,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	344,103,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	1,912,905,000

○財産処分の承認等

区分	処理件数
財産処分承認申請	18
包括承認事項における財産処分報告の受理	18
計	36

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行う「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

②業務実績

平成30年12月7日（金）に、医療安全管理者等の資質向上を図るため、「医療安全セミナー」を開催しました。

開催日: 平成30年12月7日（金）

場所: サンポートホール高松

参加者数: 265名

○実施プログラム

プログラム	担当講師
	座長 香川大学医学部 血液・免疫・呼吸器内科学 教授 香川大学医学部附属病院 医療安全管理部長 門脇 則光
「平成30年度医療安全セミナー」	講師① 北里大学病院医療の質・安全推進室 副室長 医療安全管理者 荒井 有美
	講師② 京都大学医学部附属病院 医療安全管理部 部長 松村 由美
	講師③ 公益財団法人星総合病院 広報部長代理・QM部部長補佐 佐藤 美重

(4) 民生委員等の委嘱等業務

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、さらに、福祉事務所等関係行政機関に対する協力など、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。（前回改選は平成28年12月1日に行われ、任期は平成31年11月30日までです。）

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

（参考）四国厚生支局管内の民生委員数（平成31年3月31日現在）

県 市	民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,820
	香川県	1,186
	愛媛県	2,349
	高知県	1,559
中 核 市	高松市	770
	松山市	906
	高知市	652
計	9,242	982

②業務実績

平成30年度の民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区 分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	160
民生委員・児童委員の解嘱	163
主任児童委員の指名	12
厚生労働大臣表彰状の授与	16
厚生労働大臣特別表彰の授与	11
厚生労働大臣感謝状の授与	84

(5) 医療観察法による移送

①制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失等を理由に不起訴処分又は無罪等が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

②業務概要

地方厚生局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関する事を所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しています。

四国厚生支局では、四国管内における精神保健判定医及び精神保健参与員に関する事、対象者の移送に関する事に携わっています。

③業務実績

平成30年度の処遇決定状況は、次のとおりです。

○処遇決定状況

内訳	件数
入院決定（移送）	5
通院決定	1
不処遇	1
計	7

6 地域包括ケア推進課

(1) 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画、立案、総合調整

①業務概要

団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025年（令和7年）を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置、運営や県、市町村、学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

②業務実績

平成30年度の地域包括ケア推進本部、セミナー等の開催状況及び視察の実績については、次のとおりです。

○地域包括ケア推進本部会議の開催状況

開催	会議内容
第1回（6月27日）	<ul style="list-style-type: none">平成30年度計画について平成30年度セミナー・フォーラムの開催について平成29年度在宅医療・介護連携推進事業に係る市町村セミナーの結果について
第2回（12月17日）	<ul style="list-style-type: none">平成30年度フォーラム・セミナーの実施報告について平成30年度四国厚生支局若年性認知症施策担当者等会議について国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座について平成30年度下半期事業計画について
第3回（3月22日）	<ul style="list-style-type: none">平成30年度業務実施計画について平成31年度業務計画について国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座について平成30年度四国厚生支局若年性認知症施策担当者等会議について

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。
- ・組織：本部長、副本部長、本部員、参与
四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、総務管理官を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。
本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。
参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

○フォーラムの開催状況

①中山間地域における地域包括ケアシステムの構築に関するフォーラム

日 時：平成30年9月7日（金）13：30～
場 所：高知ぢばさんセンター
参 加 者：四国厚生支局管内各県市町村介護保険担当者 等
参加人数：96名

②在宅医療・介護連携のための情報共有に係るICT利活用に関するフォーラム

日 時：平成30年10月3日（水）13：30～
場 所：アスティとくしま
参 加 者：四国厚生支局管内各県市町村介護保険担当者 等
参加人数：92名

○地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察

視察先	実施日
香川県綾川町	4月23日
高知県南国市	11月9日
香川県琴平町	2月13日
徳島県美馬市	3月14日

（2）地域包括ケアシステムの構築の支援及び普及・啓発

①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

②業務実績

- ・認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議（10月）
- ・国の地方支分部局職員を対象とした認知症センター養成講座（2月）
- ・平成30年度四国厚生支局若年性認知症施策担当者等会議（2月）

（3）介護保険法に基づく地域支援事業の把握、助言、支援

①業務概要

定期的な実施状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナーを開催しています。また、「新しい総合事業」と「包括的支援事業」への移行期限が定められていることから、管内の全市町村での円滑な実施のため、必要な取組を行っています。

②業務実績

○県ヒアリング

県名	実施日
徳島県	11月 8日
香川県	11月21日
愛媛県	11月19日
高知県	10月24日

○地域支援事業等状況調査

・調査の目的

地域支援事業の実施状況を把握することにより、今後の四国厚生支局が行う県等への支援の方向性を検討するに当たっての基礎資料としています。

・調査方法

各県を通じて管内保険者の資料を取得

・調査期間

平成30年4月19日～平成30年5月9日（ヒアリング実施）

・その他

実施にあたり、4月から5月にかけて管内各市町村の第7期介護保険事業計画等について、管内各県あてに提出を依頼しました。

○県等主催のセミナー等に参加

名称	主催	場所	実施日
高知県地域包括ケアシステム構築に向けたトップセミナー	高知県	高知市	H30.5.24

平成30年度地域ケア会議研修会	香川県	高松市	H30.5.29
第66回公益社団法人日本医療社会福祉協会全国大会 香川大会	香川県	高松市	H30.5.29
第1回かがわ地域医療実務者研修会	公益社団法人二歩医療 社会福祉協会、 香川医療ソーシャルワ ーカー協会	高松市	H30.6.15 ～ H30.6.17
ICT 技術セミナー	四国総合通信局	高知市	H30.7.20
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実 施自治体向け研修会	厚生労働本省	東京都	H30.7.23 H30.7.24
第1回香川県地域包括ケアシステム研究会設立準備会	香川県医師会	高松市	H30.8.9
在宅医療介護連携に関する連絡会	香川県	高松市	H30.8.17
第18回四国歯科医療管理学会総会学術大会	徳島県	徳島市	H30.8.19
徳島県地域包括ケアシステム学会学術集会	徳島県地域包括ケ アシステム学会	徳島市	H30.8.22
仕事と介護の両立セミナー	香川県	高松市	H30.9.27
愛媛県介護予防従事者研修会	愛媛県	松山市	H30.10.4
総合事業生活支援体制整備事業に関する意見交換会	香川県	高松市	H30.10.12
阿波あいネットシンポジウム	徳島県医師会	徳島市	H30.10.14
多職種連携研修コーディネーター養成研修	香川県	高松市	H30.10.18
地域共生四国ブロック研修会	高知市	高知市	H30.10.19
在宅医療・介護連携推進事業講演会	徳島県	徳島市	H30.10.19
介護保険における被保険者機能強化基金にかかる都道府 県職員研修	厚生労働本省	和光市	H30.10.29 ～ H30.10.31
認知症の当事者の声を聴く会	香川県	高松市	H30.11.6
かがわ高齢者見守りネットワーク会議	香川県	高松市	H30.11.6
地域包括ケアシステム構築に向けた保険者機能強化意見 交換会	高知県	四万十町	H30.11.12
第2回香川県地域包括ケアシステム研究会設立準備会	香川県医師会	高松市	H30.11.14
高知家健康会議 2018 日本健康会議 in 高知	高知県	高知市	H30.11.22
医療安全セミナー	香川県	高松市	H30.12.7
香川県生活支援コーディネーター養成研修	香川県	高松市	H30.12.13
香川県地域包括ケアシステム学会設立記念大会	香川県地域包括 ケアシステム学会	高松市	H31.1.13
在宅医療・介護連携に関する市町研修会	香川県	高松市	H31.1.25
自治体・社会福祉協議会職員向けセミナー	全国食支援活動 協議会	高松市	H31.2.18
生活支援コーディネーター養成講座	愛媛県	松山市	H31.2.26

(4) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の普及・啓発及び各種事業の把握、助言

①業務概要

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）等の認知症施策について、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

②業務実績

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の把握については、（3）

②の地域支援事業実施状況調査において把握しています。

また県等主催のセミナー等に参加し、参加実績は次のとおりです。

名称	主催	場所	実施日
香川県地域両立支援推進チーム・長期療養者就職支援担当者等会議	香川労働局	高松市	H30.7.31
認知症地域支援推進員研修会	高知県	高知市	H30.8.16
かがわ認知症予防シンポジウム	香川県	高松市	H30.9.24
世界アルツハイマー記念講演会	認知症の人と家族の会（愛媛県支部）	松山市	H30.9.29
徳島県長期療養者就職支援担当者等会議	徳島労働局	徳島市	H30.10.5
認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議	中国四国厚生局・四国厚生支局	高松市	H30.10.17
徳島県認知症地域支援推進員ネットワーク研修会	徳島県	徳島市	H30.12.4
愛媛県認知症施策市町連携会議	愛媛県	松山市 西条市 宇和島市	H30.12.25 H30.12.14 H30.12.10
愛媛県長期療養者就職支援担当者連絡会議	愛媛労働局	松山市	H30.12.11
第2回認知症地域支援推進員現任者研修会	高知県	高知市	H31.1.22
講演会「在宅介護での家族の不安の解消について」	認知症の人と家族の会（愛媛県支部）	西条市	H31.2.16
第18回認知症を考える会	三豊市立西香川病院	宇多津町	H31.2.17

◆新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の概要

高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群で、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれています。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して策定しました。（平成27年1月27日策定）

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」
を推進していくためには以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進しています。

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発
及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

(5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行等

①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備軽減費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

②業務実績

○地域支援事業交付金

業務内容	実施時期
平成29年度実績報告取りまとめ	8月
平成30年度交付申請書取りまとめ	9月
平成30年度変更交付申請書取りまとめ	3月

○地域医療介護総合確保基金(介護分)

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護人材分)	5月
事業量調査(介護人材分)	2月

(6) 介護保険事業(支援)計画に関する課題把握、助言、支援

①業務概要

介護保険法第 116 条の国的基本指針に基づき、市町村は法 117 条第 1 項、都道府県は法第 118 条第 1 項に基づき、3 年を 1 期（平成 30～32 年度）とする第7期介護保険事業（支援）計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第7期介護保険事業（支援）計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第7期介護保険事業（支援）計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

②業務実績

○県ヒアリング

県名	実施日
徳島県	2月 1日
香川県	2月 1日
愛媛県	1月 31日
高知県	1月 30日

7 保険年金課

(1) 健康保険組合の行う業務についての認可、指導監督等

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

◆健康保険組合の状況（平成31年3月末現在）

○健康保険組合数 24組合
○被保険者数 約9.4万人

②業務実績

平成30年度は、8組合を対象に医療費の適正化による財政の健全化の観点から実地監査を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数 (単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	15	98	279	65

(2) 全国健康保険協会支部の行う業務についての認可、質問検査等

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

②業務実績

平成30年度は、全国健康保険協会支部の2支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

○申請書等の処理件数 (単位：件)

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	3

(3) 厚生年金基金の認可、指導監督等

①業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う年金制度です。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金等に対する指導監督等を行っています。

②業務実績

平成30年度は2基金を対象に財産目録等の承認申請に基づく実地監査を行いました。

なお、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
厚生年金基金	0	18	36	43

(4) 国民年金基金の認可、指導監督等

①業務概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人で、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

②業務実績

平成30年度は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1基金に対し実地監査を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数

(単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
国民年金基金	0	15	25	18

(5) 確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）の認可、承認及び指導監督等

①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型年金）に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況（平成31年3月末現在）

- 確定給付企業年金（基金型を含む。） 341 規約
- 確定拠出年金（企業型年金） 122 規約

②業務実績

平成30年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査20件を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数

（単位：件）

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	49	457	68	61
確定拠出年金	54	157		

8 管理課

(1) 国民健康保険の保険者等に対する技術的助言、指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

内 訳			
県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

(2) 後期高齢者医療保険の保険者等に対する技術的助言、指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

内 訳			
県	市町村	圏域連合	国保連合会
4	4	4	2

(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
監査実施状況	2 支部

9 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
立入検査	4 件

(2) 保険医療機関等及び保険医等の指導監督

①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

○四国厚生支局管内における指定・登録等状況（平成31年3月31日現在）

区 分	機関数 (登録人数)	備 考
保険医療機関等	病院	460機関 (内、歯科併設68機関含む)
	医科診療所	2,801機関 (内、歯科併設28機関含む)
	歯科診療所	1,964機関
	薬局	1,833機関
保険医等	医師	14,382人
	歯科医師	3,532人
	薬剤師	10,252人
指定訪問看護事業者	444機関	
柔道整復施術所	1,301機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所	658機関	

②業務実績

平成30年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
特定共同指導	0件
共同指導	12件

10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

(1) 保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

(2) 保険医療機関等の情報公開に関する業務

①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

②業務実績

平成30年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部 門	件 数
医療指導部門	82

(3) 医療指導部門の訴訟に係る業務の調整

①業務概要

国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

②業務実績

平成30年度は、訴訟対応はありませんでした。

11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、その他の県は各県事務所が保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

①業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止の行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集団的 個別指導	個別指導
徳 島	医科・病院	1	19	8	3
	医科・診療所	8	105	31	19
	歯 科	9	71	30	14
	薬 局	12	63	31	15
香 川	医科・病院	0	11	4	5
	医科・診療所	5	99	31	15
	歯 科	7	10	21	13
	薬 局	10	76	41	21
愛 媛	医科・病院	0	23	10	4
	医科・診療所	16	161	47	27
	歯 科	4	95	54	30
	薬 局	17	90	47	23
高 知	医科・病院	0	9	10	4
	医科・診療所	3	65	23	10
	歯 科	1	55	28	15
	薬 局	7	64	30	12
計	医科・病院	1	62	32	18
	医科・診療所	32	430	132	71
	歯 科	21	231	133	72
	薬 局	46	293	149	71

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳 島	9	0
香 川	10	0
愛 媛	9	0
高 知	9	0
計	37	0

ウ 柔道整復師の指導状況

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳 島	23	0
香 川	34	0
愛 媛	35	0
高 知	18	0
計	110	0

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績

○適時調査の状況

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島	56	0	0	0
香川	45	0	0	0
愛媛	71	0	0	0
高知	64	0	0	0
計	236	0	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾等を行います。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	30年度 未現在	指定	廃止等	30年度 未現在	指定	廃止等	30年度 未現在
徳島	150	171	727	86	87	453	98	96	383
香川	153	164	788	105	108	499	125	114	519
愛媛	240	259	1177	136	150	703	137	141	577
高知	110	129	569	87	86	377	80	107	354
計	653	723	3261	414	431	2032	440	458	1833

注1) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

注2) 歯科は、病院併設機関を含んだ合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況 (単位：件)

	指 定	廃 止	辞 退	30年度末現在
徳 島	11	6	0	95
香 川	17	1	0	111
愛 媛	17	5	0	165
高 知	4	2	0	73
計	49	14	0	444

ウ 保険医等の登録状況 (単位：件)

		新規登録	抹 消 等	異 動		30年度末現在
				転 入	転 出	
徳 島	医 師	44	9	129	118	3288
	歯 科 医 師	32	4	23	35	992
	薬 剤 師	41	1	33	24	2357
香 川	医 師	61	14	143	123	3496
	歯 科 医 師	6	6	24	20	867
	薬 剤 師	60	1	67	35	2738
愛 媛	医 師	96	8	158	181	4798
	歯 科 医 師	5	6	12	12	1075
	薬 剤 師	75	1	76	74	2978
高 知	医 師	53	5	100	116	2800
	歯 科 医 師	3	1	6	3	598
	薬 剤 師	41	1	40	45	2179
計	医 師	254	36	530	538	14382
	歯 科 医 師	46	17	65	70	3532
	薬 剤 師	217	4	216	178	10252

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の申出状況 (単位：件)

	届出・申出	廃 止	30年度末現在
徳 島	40	30	303
香 川	13	17	412
愛 媛	26	35	375
高 知	11	14	211
計	90	96	1301

才 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況（単位：件）

	届出・申出	廃止	30年度末現在
徳島	134	7	127
香川	180	4	176
愛媛	258	4	254
高知	103	2	101
計	675	17	658

（4）四国地方社会保険医療協議会各県部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会各県部会の開催状況・・・12回（月1回）

※実績は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの分です。

12 社会保険審査官室

○ 社会保険各法による保険者が行う処分決定への不服申立の審査請求決定事務

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基本法）に基づく資格や給付、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。）に関して、保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣）が決定する処分の変更を求める審査請求事務を取り扱っています。

②業務実績

平成30年度の審査請求は、207件を受け付けました。

また、審査請求の処理件数は、次のとおりです。

○処理状況

(単位：件数)

前年度より 繰越	受付	処理	取下げ	移送	翌年度へ 繰越
49	207	199	24	2	31

※移送件数とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送した件数です。

13 麻薬取締部

(1) 不正薬物の取締り

①業務概要

ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

〔薬物関連五法〕

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻取締法：大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚せい剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、薬物犯罪収益の没収等

〔その他〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査を行っています。

②業務実績（平成30年1～12月）

ア 不正薬物の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
麻薬及び向精神薬取締法違反	13 件	13 名
大麻取締法違反	24 件	29 名
覚せい剤取締法違反	15 件	14 名
麻薬特例法違反	1 件	3 名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反 (旧薬事法としての違反を含む)	1 件	1 名
計	54 件	60 名

(押収物)	
覚せい剤	5.336 g
大麻樹脂	2.704 g
乾燥大麻	3,242.59 g
液体大麻	3,341.043 ml
大麻草	93株
麻薬 LSD	221 T (区画)
麻薬 MDMA	18,165 T (錠)
麻薬コカイン	192.243 g
向精神薬	52T
指定薬物（植物片）	0.021 g
指定薬物（粉末）	0.891 g

イ 各取締機関との連携

平成30年度は、6月14日に徳島県徳島市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催し、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部及びDEA等29機関53名が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図りました。

ウ 合同捜査

平成30年10月から12月までの間に、ドイツ来の麻薬MDMA密輸入事犯について、神戸税関・香川県警察と合同でクリーンコントロールデリバリー捜査を実施し、麻薬特例法違反や麻薬及び向精神薬取締法違反などで、MDAMやコカインなどを大量押収するとともに、大阪府内や香川県内の麻薬密売人や客を多数検挙しています。

また、平成30年中に、香川県警察、高知県警察、愛媛県警察と合同捜査を実施し、覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反被疑事件などで、麻薬LSDや大麻などを大量押収し、計31件38名を検挙しています。

(2) 薬物鑑定

①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物の鑑定
- 薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- 注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

②業務実績（平成30年1～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、250件（検体数：418検体）です。

（3）医療用麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績（平成30年1～12月）

ア 許認可件数

	件 数
麻薬関係	206 件
向精神薬関係	2 件
麻薬向精神薬原料関係	6 件
覚醒剤・大麻関係	0 件
けし関係	1 件
計	215 件

イ 立入検査

○麻薬関係	件 数
麻薬輸入業者	1 件
麻薬輸出業者	0 件

○麻薬関係	件 数
麻薬製剤業者	1 件
家庭麻薬製造業者	0 件
麻薬卸売業者	2 件
麻薬小売業者	39 件
病院・一般診療所	51 件
飼育動物診療施設	9 件
麻薬研究者	1 件
計	104 件

○向精神薬関係	件 数
向精神薬輸入業者	0 件
向精神薬製造製剤業者	2 件
免許みなし卸売販売業者	1 件
免許みなし薬局	39 件
病院・一般診療所・歯科	52 件
飼育動物診療施設	9 件
計	103 件

○覚醒剤関係	件 数
覚せい剤研究者	1 件
覚せい剤原料取扱者	1 件
薬局	38 件
病院・診療所	52 件
飼育動物診療施設	9 件
計	101 件

(4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に応じています。薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、独自の再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

平成30年度は、10月9日に広島県広島市広島国際会議場で「中国四国地区薬物中毒対

策連絡会議」を開催し、精神保健福祉センター、精神保健指定医、保護観察官、刑務官、保健所職員等が情報・意見交換を行いました。翌10月10日にTKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前で「中国四国地区再乱用防止対策講習会」を開催し、地域住民を対象に、地域全体の再乱用防止に関する知識の向上、薬物中毒・依存症に対する理解の普及を図りました。

これらの会議は、中国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣（平成30年1～12月）

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

業務実績（平成30年1～12月）

○講演実施状況	件 数	対象人員
小学校・中学校・高等学校・大学等	11 件	2,606 名
教育委員会等（教育関係）	3 件	680 名
保健所等	4 件	300 名
その他公的機関等	5 件	525 名
計	23 件	4,111 名

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言(2009～2019年)」への支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

（平成30年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることがないよう、けしの開花時期や大麻の生长期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（平成30年度運動期間：4月1日～6月30日）

④麻薬・覚醒剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤乱用防止運動を行っています。

平成30年度は、11月2日に山口県防府市地域交流センター(アスピラート)音楽ホールにおいて、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動山口大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。

この大会は、中国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に実施しています。

(平成30年度運動期間：10月1日～11月30日)

